

利益相反マネジメントポリシー

1. 目的

公益財団法人かずさDNA研究所（以下、「財団」という。）は、研究成果を社会に普及させるため、企業や大学等との連携による共同研究、受託業務等の実施、知的財産権等の産業界への技術移転等の産学官連携活動を積極的に進めている。産学官連携は、財団が社会からの多様な要請に応じて課題の解決に貢献していくための重要な手段の一つであり、そのため、今後ともその拡充を図っていく必要がある。

しかし、産学官連携活動が活発になるに伴い、役職員が得ることとなる個人的利益や負うこととなる責務によって、役職員の本務が十分に果たされていないのではないかと、また、公的機関としての財団の役割が十分に果たされていないのではないかとという疑義が生じる可能性がある。

そこで、財団は、このような状況を回避し、社会への説明責任を担うことにより、産学官連携活動に参加し、積極的に活動を推進するための環境を整備することを目的に本ポリシーを策定する。

2. 基本的考え方

財団は、産学官連携活動等の社会貢献活動から生じうる利益相反の状況を把握し、これら活動を推進しながら適切に対処することにより、財団の社会的信頼を維持するとともに、役職員が安心して産学官連携活動等に取り組める環境を整備する。

財団は、産学官連携活動等に関して利益相反が生じることを未然に防止するとともに、万一利益相反が生じた場合にこれを解決するため、必要な体制の整備を図り、利益相反が生じないよう未然防止の取組みや必要な措置を行う等、利益相反マネジメントを実施する。

財団は、財団の利益相反への対処に基づく役職員の産学官連携活動等に関して、社会から説明を求められた場合には、その求めに応じ必要な説明責任を果たす。

3. 定義

「利益相反」とは、産学官連携活動への参加等の活動と役職員の本務が同時に存在し、その活動が役職員の本務に支障を与える可能性を生じている状態をいう。

4. 対象者

役職員 [常勤の役職員、嘱託職員、プロジェクト職員（補助員は除く）、特別研究員]

5. 対象となる活動

(1) 産学官連携活動に係る以下の事項

- ① 共同研究、受託業務等
- ② 知的財産権等の実施許諾、譲渡等の技術移転
- ③ ①、②の相手方に対する財団の施設、設備等の提供
- ④ ①、②の相手方から財団が随意契約により行う物品の購入、役務購入等
- ⑤ その他、財団に何らかの便宜を供与する者に対して、財団が何らかの便宜を供与する場合

(2) 兼業活動や役職員の職務と関連のあるベンチャー企業等への出資

6. 方針

役職員からの情報開示等に基づいて、客観的事実を確認し、役職員の本務が果たされているかを審議するとともに、必要に応じて、状況を継続的にモニタリングし、さらに透明性及び公平性を確保するための改善策を提示するために、以下の方策を講じる。

(1) 情報開示システムの構築

産学連携活動等に参加している、又は参加する予定のある役職員は、5. の対象となる活動において、以下のいずれかの事項に該当する場合は、利益相反マネージメント委員会（以下、「利益相反委員会」という。）に自己申告し、情報を開示する。

（但し、財団の規程等に従った手続きを経て提供や報酬を受ける場合は除く。）

- (i) 当該役職員が、連絡先又は出資先から研究資金、物品等の提供を個人的に受ける場合
- (ii) 当該役職員、当該職員の配偶者及び生計を一にする家族が、連絡先又は出資先から報酬等を得たり、連携先の株式等を保有して個人的な経済的利益を得る場合
- (iii) 当該役職員、当該職員の配偶者及び生計を一にする家族が、当該役職員の職務と関連するベンチャー企業等に出資する場合

上記の自己申告は、原則、定期的に全役職員を対象として実施される調査に対して行われるが、調査期間外であっても、上記の事項に該当するときには、速やかに自己申告し、情報を開示する。

(2) 利益相反委員会の設置

- ・利益相反に関する基本事項の審議及び利益相反に関する審査等を行うために、財団に利益相反委員会を設置する。
- ・利益相反委員会の下に、利益相反事務室を設置する。
- ・利益相反事務室は、情報開示に基づいた客観的事実を確認し、利益相反委員会に報告する。〔利益相反マネージメントアドバイザー（以下、「利益相反アドバイザー」という。）と連携〕
- ・利益相反委員会は、利益相反事務室からの報告に基づいて、役職員の本務が果たされているか、活動の公正性が果たされているか等を審議する。（利益相反アドバイザーと連携）
- ・利益相反事務室は、継続的に当該活動をモニタリングし、利益相反委員会に状況を報告する。
- ・利益相反委員会は、利益相反事務室からの報告に基づいて、必要に応じて、透明性及び公

正性をさらに高めるための適切な改善策を提示する。(利益相反アドバイザーと連携)

・役職員は、提示された改善策に不服がある場合は、再度審査を請求することができる。利益相反委員会は、再度審査した結果を理事長に報告し、理事長が最終的に決定する。役職員はこの決定に従わなければならない。(利益相反アドバイザーと連携)

・利益相反委員会は、利益相反に関する問題に対して疑義が生じた場合は、対象となる案件に関する調査を実施することができる。(利益相反アドバイザーと連携)

(3) 上記の活動をより一層有効にするための啓蒙活動

(i) 利益相反セミナーの開催等

利益相反に対する考え方や対応方法等の情報を提供し、役職員の意識向上を図る。

(ii) 利益相反アドバイザーの設置

外部の専門家を利益相反アドバイザーとして委嘱し、役職員に利益相反に関するカウンセリングを提供するとともに、利益相反委員会の活動、利益相反事務室や役職員からの相談に協力する。

以 上